

第6章 「県立高校改革推進計画」終了後の展開

平成12年度から平成21年度までを計画期間とする「県立高校改革推進計画」は、平成22年3月をもって終了した。活力と魅力ある県立高校を目指し、さまざまな施策展開を図る中で、再編統合や単独改編・新設などによる新しいタイプの高校等の設置が進み、県立高校の姿は大きく変わった。

最終章となる本章では、「推進計画」終了後の県立高校の状況と、継続する課題や新たな課題への対応について可能な限り記載するとともに、前章までに十分に触れることができなかった事項についても補足的に述べることとする。

1 「推進計画」終了後の状況

県立高校の設置状況

県立高校の校数は、「推進計画」の実施に基づく再編統合や単独改編、その後の取組みによる新設により、平成11年11月の「推進計画」策定時の166校から、「推進計画」終了後の平成22年度には県立高校143校及び中等教育学校2校となった。なお、県立高校143校のうち、中等教育学校と併設する2校（相模大野高校、大原高校）については、平成24年度より生徒の募集を停止し、平成26年3月には学校としての活動を終了する予定である。その際には県立高校の校数は141校となる。

県立高校の課程・学科別の校数は、全日制の課程については、中等教育学校と併設する2校を除き、普通科高校が109校、総合学科高校が11校、専門高校が21校、計141校である。普通科高校のうち、学年制普通科高校が82校、単位制普通科高校が8校、フレキシブルスクールが3校、専門コース設置校が13校、クリエイティブスクールが3校である。

定時制の課程については、普通科高校が12校、総合学科高校が5校、専門高校が3校、計20校である。普通科高校のうち、学年制普通科高校が7校、単位制普通科高校が2校、フレキシブルスクールが2校、多部制定時制高校（単独校）が1校である。通信制の課程については、普通科高校2校であり、うち1校がフレキシブルスクール、他の1校が通信制新タイプ校（単独校）である。

また、県立高校の再編統合や単独改編に基づき設置された新しいタイプの高校等は、第64表に示すように、全日制課程が40校（前期：19校、後期：21校）、定時制課程が10校（前期：4校、後期：6校）、通信制課程が2校（前期：1校、後期：1校）である（第64表）。

第 64 表 新しいタイプの高校等の設置状況（数字は校数）

課程	校種	タイプ	前期	後期	計
全日制	新たな普通科高校	単位制普通科高校	3	4	7
		フレキシブルスクール	3		3
		専門コース設置校	3		3
		クリエイティブスクール		3	3
	総合学科高校		6	4	10
	新たな専門高校・専門学科	総合技術高校	2	1	3
		総合ビジネス高校		1	1
		総合産業高校	1		1
		国際情報高校		1	1
		海洋科学高校		1	1
		集合型専門高校		2	2
福祉科設置校		1		1	
中高一貫教育校	中等教育学校		2	2	
	連携型中高一貫教育校		2	2	
小計			19	21	40
定時制	新たな普通科高校	単位制普通科高校	1	1	2
		フレキシブルスクール	2		2
		多部制定時制高校		1	1
	総合学科高校		1	4	5
小計			4	6	10
通信制	新たな普通科高校	フレキシブルスクール	1		1
		通信制新タイプ校		1	1
小計			1	1	2
合計			24	28	52

県立高校改革の検証等

「推進計画」終了後、県教育委員会は、「推進計画」における取組みの検証を行うため、平成 22 年 5 月に教育局内に「今後の高校教育のあり方検討プロジェクト会議」を設置し、検証のための検討を行った。そして、その検証結果を「県立高校改革推進計画 10 年間の成果と課題 ―これからの県立高校のあり方を考えるために―」（以下、「成果と課題」という。）としてまとめ、平成 22 年 8 月に公表した²⁰²⁾。この検証の目的については、「成果と課題」の「はじめに」において、次のように述べている。

「あらためて県立高校改革推進計画における取組みの検証を行い、それぞれの施策展開における成果を確認するとともに、これまでの取組みでは十分な対応ができていない課題や、社会状況の変化などから新たに対応が必要となる課題についても明らかにしていきたい。今後、この検証を踏まえ、これからの県立高校のあり方や、その姿を実現していく上で必要となる対応を検討し、不断の高校改革に取り組むこととしたい」。

そして、「成果と課題」では、「推進計画」の構成に準じる形で、「Ⅰ 多様な教育の提供」、「Ⅱ 柔軟な学びのシステムの実現」、「Ⅲ 地域や社会に開かれた高校づくりの推進」、「Ⅳ 県立高校の規模及び配置の適正化の推進」、「Ⅴ 教職員の意識改革と資質向上」、「Ⅵ 改革推進のための条件整備等」、「Ⅶ 入学者選抜制度の改善」の七つの柱を立て、それぞれ

れの柱ごとに「施策展開」、「取組みの成果」、「今後の課題」という三つの視点から検証結果を記載している。その詳細については、「成果と課題」を参照していただきたいが、「成果と課題」の巻末の「まとめ」では、以下のように述べられている。

「ここまで施策展開の柱ごとにその進展状況及び成果と課題を洗い出してきたが、一定の成果がみられるとはいうものの、施策ごとに新たに課題が顕在化してきていることも事実である。平成 21 年 3 月には、新しい学習指導要領が告示され、平成 25 年度からの本格実施となることが明らかとなるなど、計画期間が終了したとはいえ、今なお高校教育を取り巻く社会状況の変化や、県立高校に学ぶ生徒のさらなる学習・進路希望の多様化が進展している。そうした状況に的確に応えることができるよう、今後の県立高校のあり方について幅広い視点から検討し、対応を図っていくことが必要と考えている」と述べられた。

このほか県立高校改革の検証については、県立高等学校長会「高校改革対策特別委員会」が学校長を対象として、平成 21 年度に実施したアンケートがある²⁰³⁾。

このアンケート結果によると、例えば、「新校設置計画」に基づく教育課程編成により効果があったものとして、「生徒の興味・関心に応じる特色ある教育の提供」が再編対象校全体の 61.7%と最も高い割合を占めており、次いで「学習への意欲、主体的な取組みの向上」が 34.0%となっていることなどがわかる。

また、教職員の意識改革について、「県立高校改革推進計画における取組を通じて、教職員の意識改革は進んでいると感じていますか」という質問に対して、「感じている」または「どちらかといえば感じている」という回答の割合が、再編対象校で約 87%、再編対象校以外でも約 67%とかなり高い傾向となっている。さらに、「教職員の意識改革に効果があったものは何ですか」という質問には、再編対象校については、「新しいタイプの高校の設置」が約 57%で最も高く、「柔軟な学びのしくみづくりの拡大」と「地域や社会に開かれた高校づくり」がそれぞれ約 34%で続いている。再編対象校以外では「地域や社会に開かれた高校づくり」が約 44%であり、「新しいタイプの高校の設置」については 27.4%にとどまるなどの結果が出ている。

柔軟な学びのシステムについて、「特に取組を進めていることは何ですか」という質問に対し、全体を通じて特に力を入れている取組みとして意識されているのは、「個に応じた学習指導や学習支援」であり、再編対象校以外では、94.0%、再編対象校でも 77.3%となっている。これに続く項目では、傾向が異なり、再編対象校では「自校以外での学習成果の活用」(50.0%)、「教育相談の充実」(31.8%)となっているが、再編対象校以外では、「生徒による授業評価を活用した授業改善」(38.5%)、「選択中心の弾力的な教育課程」(29.1%)となっている。これは、再編対象校である新しいタイプの高校等での取組みが、学校の枠を超えた教育活動を重視していること、学習活動や学校生活において多様なニーズや課題を抱えた生徒が多く入学している実態を反映したものといえる。また、再編対象校以外の高校では、専門学科では「自校以外での学習成果の活用」(50.5%)が、定時制の課程では「転入学・編入学制度の弾力化に伴う柔軟な受け入れ」(50.5%)、「教育相談の充実」(40.0%)の項目が高くなっていることが特徴的である。

「地域・社会との連携・交流の推進の取組みとして、特に取組みを進めているものは何ですか」という質問については、「地域や社会との連携による教育活動の展開」という回答が最も多く（全体では 67.2%）、再編対象校では 72.7%となっており、そのうち総合学科では 90.9%に及んでいる。また、再編対象校のうち普通科では、「地域住民への学習支援、地域コミュニティづくりへの協力」が最も多く、75.0%を占めている。

取組みの効果として、「地域からの理解や信頼が深まった」ことや「生徒の意識が向上した」ことが多くあげられたことから、この取組みにより、地域からの高校への理解が深まるとともに、生徒の豊かな社会性や人間性の育成に寄与していると捉えることができる。

茅ヶ崎北陵高校と 商工高校

「推進計画」では再編整備の対象校とされたが、敷地や施設の状態から改編が見直された学校が 2 校あった。「前期実施計画」における茅ヶ崎北陵高校と、「後期実施計画」における商工高校

である。

茅ヶ崎北陵高校は、敷地内の遺跡の状態から、従来の敷地における校舎建替は直ちには困難であり、単位制普通科高校に改編する計画が見直された。その後、茅ヶ崎北陵高校は、校舎の耐震対策上の課題により、平成 18 年度から学校の近隣地に臨時仮設校舎を建設し、そこで授業を行っている。体育館、グラウンド、武道場等は従来の施設の利用を続けており、体育授業や部活動及び学校行事などでは、生徒・教員は仮設校舎から移動してこれらの施設を活用している。県教育委員会では、この間も茅ヶ崎北陵高校の施設のあり方についての検討を続け、遺跡保護という視点も踏まえ、従来の敷地における校舎建替の方向性で検討が行われている。

商工高校については、「後期実施計画」では平成 22 年度に総合学科への単独改編を予定していたが、校舎の耐震診断結果から校舎建替が必要な状況となり、「推進計画」期間内での改編が保留とされた。県教育委員会ではその後も商工高校について、教育内容と施設設備整備の両面から検討を続け、平成 25 年度に「総合ビジネス科及び総合技術科併置校」に改編することとなった。平成 22 年 12 月に「新校設置基本計画案」、平成 23 年 10 月に「新校設置計画」が公表され、その中で設置の目的として、「次代の神奈川の地域産業を担うスペシャリストを育成することを目的に、総合ビジネス分野と総合技術分野の二つの学科を併置し、相互の融和を図る新たな専門高校として設置する」と述べられている²⁰⁴⁾。施設整備に関しては、耐震化対策としての校舎建替により必要な施設設備等の整備を併せて行うこととし、当面、建替に伴う仮設校舎に必要な設備を整備するとともに既存施設の改修などにより対応するとされた。

再編統合に伴う跡地 の活用

再編統合に伴って生じる跡地については、全庁的な組織である「県有地・県有施設利用調整会議」において調整・検討し、方向性を出すことになっている。「前期実施計画」及び「後期実施計画」によって生じた 24 校の跡地については、県立学校への転用など県自らが利用するもの、市町村や民間に売却するもの、利用検討中のものがある。平成 25 年 3 月での状況は、第 65 表に示すとおりである。なお、弥栄東高校と弥栄西高校を統合

した弥栄高校については、引き続き学校の敷地として活用としているため、跡地とみなしていない²⁰⁵⁾。

第 65 表 跡地の利用（平成 25 年 3 月現在）

	利用方法		校数	学校名（利用状況）
前期 実施 計画	県利用		5 校	寛政（東部総合職業技術校として利用） 野庭（県警本部及び教育局にて利用） 東金沢（金沢養護学校として利用） 柿生（麻生養護学校として利用） 相模原工業技術（一部を相模原水道営業所として利用）
	売却済	市町村	4 校	藤沢北 平塚西工業技術 三崎 大岡
		民間	4 校	中沢 大船工業技術 川崎南 相模原工業技術（一部）
	利用検討中		2 校	豊田、小田原城内
	合 計		14 校（のべ 15 校、相模原工業技術は重複）	
後期 実施 計画	県利用		6 校	和泉（横浜修悠館高校として利用） 大秦野（西部方面職業技術校として利用） 岩戸（岩戸養護学校として利用） ひばりが丘（相模向陽館高校として利用） 港南台（横浜港南方面多部制定時制高校として利用予定） 五領ヶ台（児童自立支援拠点として利用予定）
	市町村利用		1 校	湯河原（湯河原中学校として利用）、
	利用検討中		3 校	外語短期大学付属、藤沢、新磯
	合 計		10 校	
前期・後期合計			24 校（のべ 25 校、相模原工業技術は重複）	

2 「推進計画」から継続した取組み

入学者選抜制度の 改善

入学者選抜制度については、「推進計画」策定時には、平成 6 年 7 月に制定された「公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」に基づき、平成 9 年度入学者選抜から制度改善が行われ、複数志願制や推薦入学などが実施されていた。

「推進計画」では、県立高校の再編整備の進展にともない、入学者選抜制度や通学区域（学区）のあり方について検討が必要になるとし、「後期実施計画」の進展を踏まえて検討を行うとしていた²⁰⁶⁾。その後、こうした方向性を踏まえつつ、「前期実施計画」が実施される中で早期に検討を行うため、平成 13 年 5 月に「入学者選抜制度学区検討協議会」を設置し検討を行った。その第 1 次報告（平成 14 年 9 月）に基づき「神奈川県公立

高等学校入学者選抜制度改善方針」(平成 15 年 2 月)を制定し、平成 16 年度入学者選抜から制度の改善を行った。また、第 2 次報告(平成 15 年 2 月)に基づき、平成 17 年度入学者選抜から通学区域(学区)が撤廃された。

この改善による入学者選抜制度では、多元的な尺度による複数の選抜機会を設定するため、「前期選抜・後期選抜」の二度の選抜機会が設けられた。前期選抜は、学力検査を行わず、調査書と面接を基礎資料とし、必要に応じて実施する検査も含め総合的選考を行う。後期選抜は、学力検査を実施し数値に基づく選考を中心とした。また、総合的選考の内容や調査書と学力検査の比率の設定などについて、学校の裁量を拡大し、各校ごとに選考基準を設定することになったため、各学校では自校の学科やタイプ、特色などに応じて、学校独自の選考を工夫し実施した。学力検査では、一部の学校で独自問題を実施し、平成 17 年度入学者選抜より 3 校で実施し、平成 22 年度入学者選抜では、横浜翠嵐・横浜国際・平塚江南・鎌倉・小田原・柏陽・横須賀・湘南・光陵・多摩の県立高校 10 校で実施した。さらには平成 21 年度に設置されたクリエイティブスクール(3 校)では、選抜制度の枠組みを超えて、前期選抜・後期選抜ともに調査書の評定を扱わず、後期選抜では学力検査を行わずに総合的選考による選抜を行った²⁰⁷⁾。

このように、「推進計画」が進展する中で、入学者選抜制度の改善が実施され、多元的な尺度による個が生きる選抜についての評価も得たが、一方で選抜期間の長期化による課題や中学校での指導への影響、選考基準の複雑化など、入学者選抜制度の運営上の課題も指摘されるようになった。

さらなる入学者選抜 制度改善

「推進計画」終了後、入学者選抜制度の運営上の課題や学力検査のない選抜に対する学力低下の懸念などに対応するため、平成 22 年 7 月、「入学者選抜制度検討協議会」(以下、「検討協議会」という。)を設置し、「推進計画」の成果と課題の検証を踏まえながら、これからの入学者選抜制度のあり方と改善について検討を進めた。

平成 23 年 3 月に検討協議会は「入学者選抜制度の改善について(報告)」をまとめ、県教育委員会はこの報告に基づき、平成 23 年 7 月に「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針(案)」を公表し、県民からの意見聴取を経て、平成 23 年 10 月、「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」(以下、「改善方針」という。)を策定・公表した²⁰⁸⁾。

この「改善方針」は、「新しい学習指導要領が求める新たな学力の把握と中学校教育と高等学校教育の接続の考え方を生かした改善を柱にしなが、各高等学校の特色に応じた主体性の確保と生徒自らの希望に基づく志願を確かなものにする改善、生徒の特性や長所を総合的に評価することができる改善を図るとともに、選抜期間の長期化や選考基準の複雑化といった現行制度の運営上の課題にも対応することで、より一層充実した入学者選抜制度とするための方針」として策定された²⁰⁹⁾。

改善内容としては、選抜の機会については、これまでの「前期選抜・後期選抜」の特性を生かして一体化し、全日制・定時制・通信制の全課程同日程の「共通選抜」を実施する。定時制・通信制の課程では、共通選抜の後に「定通分割選抜」を設定する。(一部の定時制課程を除く。)

次に検査については、新しい学習指導要領が求める学力として示された「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）」の3つの学力要素を的確に把握するため、「共通検査」として「学力検査と面接」を実施することを原則とする。学力検査では、これまで以上に思考力・判断力・表現力等を測る内容とし、学校独自の問題の作成は行わない。面接では、調査書の記載事項等を踏まえ、生徒の特性や長所などを含め、総合的な意欲を測る。また、各校の特色ある教育展開を踏まえた選抜の方法として、共通検査に加え、各校が特色に応じて総合的な能力や特性をみる「特色検査」を実施することができるものとされた。さらに、特別な設置趣旨を持つクリエイティブスクール及び相模向陽館高校については、その設置趣旨を生かした選抜を行うこととした。

こうした改善内容をもつ新たな入学者選抜制度は、平成25年度入学者選抜から実施することとされ、平成25年2月から3月にかけて実施された。

その他の特色ある 教育展開

「推進計画」の実施期間中には、「推進計画」に直接には位置付けられてはいないが、神奈川としての特色ある教育の実現を図った取組みがある。キャリア教育やシチズンシップ教育の実施、日本史必修化の取組みなどである。また、この時期には、高校生のさまざまな活動の発表の場として、全国高等学校総合文化祭や全国農業クラブ発表大会、全国産業教育フェアが神奈川の地で開催されている。これらの教育展開や教育活動は、いずれも生徒一人ひとりの個性が生きる教育や、豊かな人間性、社会性を育む教育の実現に資するものであった。

キャリア教育については、本県では全国に先駆けて推進に取り組んできた。キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す取組みであり、学校の教育活動全体を通して取り組む必要がある。本県では、平成17年度から「かながわキャリア教育実践推進プラン」を作成し、モデル校の選定などの取組みを進め、平成20年度からは、すべての県立高校で各学校の指導計画である「キャリア教育実践プログラム」を作成し、それに基づき、インターンシップや幅広い体験活動の充実、関係機関や外部人材と連携した職業観・勤労観を高める活動などに取り組んできた²¹⁰⁾。今後も各学校における取組みの充実が求められている。

また、キャリア教育を推進する中で、政治や経済、社会の仕組みなどについての理解を一層深め、積極的に社会に参画するための能力と態度を育成する実践的な教育がそれまで以上に必要とされたことから、より実践的な形で展開する教育を本県独自に「シチズンシップ教育」と位置付け、キャリア教育の一環として取組みを進めることとした。平成19年度に実践研究校4校が参議院選挙で模擬投票を実施し、平成22年度には全県立高校で参議院選挙の機会を活用して模擬投票を行った。平成23年度からは、すべての県立高校が、政治参加教育、司法参加教育、消費者教育、道徳教育の4つの柱に基づくシチズンシップ教育を、キャリア教育実践プログラムに盛り込んで展開することとなった²¹¹⁾。

日本史の必修化については、全国的な世界史の未履修問題などを契機として、高等学校学習指導要領において、「日本史A」及び「日本史B」の科目がすべての生徒に履修さ

せる科目ではなく、選択して履修する科目として位置付けられていることから、本県において日本史の必修化の必要性が課題となったものである。本県では、高等学校学習指導要領の改訂にあたって、東京都、千葉県、埼玉県と共同して日本史必修化を求める要望を、平成 18 年 9 月に国に対して行った。しかし、平成 20 年 1 月に、新しい学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）において、日本史の必修化が見送られることが明らかになったことから、本県では、神奈川県独自にすべての生徒が日本史の科目を履修するよう、日本史必修化に取り組むこととし、平成 20 年 7 月から教材の開発に着手した。教材は 2 種類あり、一つが「郷土史かながわ」であり、もう一つが「近現代と神奈川」である²¹²⁾。平成 22 年度から県立高校 14 校で先行実施を行い、平成 24 年度の入学生から学年進行により全校で実施している。

次に、高校生のさまざまな活動の発表の機会として、各種の全国大会があるが、「推進計画」の期間中にも全国高等学校総合文化祭、全国農業クラブ発表大会、全国産業教育フェアが本県で開催された。

全国高等学校総合文化祭は、各県における高校生の文化や芸術の活動において、優れた成果をあげた個人や団体が参加し、発表や展示、競技などを行う祭典である。本県では、平成 14 年の 8 月 7 日から 8 月 11 日まで、第 26 回全国高等学校総合文化祭（神奈川大会）として開催された。文芸や音楽、演劇、美術、囲碁将棋など 30 部門を開催し、全国から約 162,000 人の参加があった²¹³⁾。

全国農業クラブ発表大会は、平成 16 年 10 月 20 日から 10 月 21 日まで、第 55 回全国農業クラブ発表大会（神奈川大会）として開催された。農業高校における農業クラブの活動を通じて行った生徒の活動や研究の内容を発表し、その成果を競うものである。全国から約 5,100 人の参加があった²¹⁴⁾。

全国産業教育フェアは、専門高校の祭典であり、農業・工業・商業・水産・看護などの専門学科ごとに、総合学科高校も参加して日ごろの活動や研究の内容を展示・発表したり、ロボット競技などのように競技を行うものである。平成 21 年 11 月 14 日から 11 月 15 日まで、第 19 回全国産業教育フェア（神奈川大会）として開催され、全国から約 100,000 人の参加を得た²¹⁵⁾。

まなびや計画の進捗

県立高校の再編整備にあたっては、新しいタイプの高校の教育活動に必要な施設設備の整備にあわせて、安全対策として、老朽化した校舎の改修や耐震診断に基づく補強工事が実施された。

また、県立学校の耐震補強工事や耐震診断を進める中で、大地震についての懸念もあり、県立学校全体の耐震化対策の実施が急務とされたことから、県教育委員会は平成 19 年 4 月に「県立教育施設再整備 10 か年計画」（まなびや計画）を策定した。この「まなびや計画」は、「教育施設を対象として、早急な対応が求められている耐震化対策や老朽化対策などに計画的に取り組むものであり、併せて県立高校改革推進計画やアクションプログラム（県有施設耐震化の基本方針に基づく事業計画）、アスベスト対策についても当該計画の中で着実に推進していくもの」とされた。その整備期間は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間であり、整備事業費は概ね 1,000 億円程度とされた。

「まなびや計画」のスタートから5年目となる平成24年度には、前年度に引き続き、大規模補強が必要な校舎棟を中心に、耐震補強関連工事（15校）や設計・調査（13校）、仮設校舎の設置等（23校）など、県立学校の耐震化等や老朽化対策の実施が予定された²¹⁶⁾。

学校防災 平成23年3月11日の東日本大震災や、今後懸念される東海地震や首都直下地震などを念頭に置き、各学校での防災教育の充実や防災への備えの徹底などが必要とされている。県教育委員会では、これまでも平成7年1月に発災した阪神・淡路大震災の教訓などを踏まえ、学校における地震防災活動マニュアルの作成をはじめ、防災教育の推進、防災訓練の実施、備蓄食料・防災備品の整備、「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）の策定・推進に取り組んできた。

そうした取組みを踏まえつつ、県教育委員会では、平成24年2月に学校防災推進会議を設置し、学校防災の推進について検討してきた。その検討のまとめとして、平成25年1月に「いのちを守り未来につなげる学校防災」を作成した²¹⁷⁾。各学校では、このまとめを十分に活用するとともに、自校の立地条件や生徒の通学状況等に応じた学校防災の取組みを一層推進していくことが強く求められている。

3 これからの県立高校

これからの県立高校 のあり方

前述したように、県教育委員会は、平成22年5月に「今後の高校教育のあり方検討プロジェクト会議」（以下、「プロジェクト会議」という。）を設置して、「推進計画」の検証を行い、その検証結果を「県立高校改革推進計画 10年間の成果と課題 ―これからの県立高校のあり方を考えるために―」としてまとめ、平成22年8月に公表した。

「プロジェクト会議」では、この検証に続いて、「推進計画」の取組みを通じたさらなる課題への対応や新しい学習指導要領への対応、さらには子どもたちの状況、社会変化の状況を踏まえ、今後の県立高校のあり方の方向性についての検討を進め、平成23年3月に「これからの県立高校のあり方[最終報告]」をまとめ、公表した。

この「これからの県立高校のあり方[最終報告]」は、「1 検討にあたり踏まえるべき視点」、「2 これからの高校教育に求められるもの」、「3 これからの高校教育のあり方（具体的な取組みの方向性）」の3章で構成されている²¹⁸⁾。

そのうち、「3 これからの高校教育のあり方（具体的な取組みの方向性）」について、項目ごとに概略を引用・紹介することとする。

まず、一点目の「(1)幅広い学習ニーズに対応する多様で柔軟な教育の展開」では、普通科高校について、特色づくりの一層の明確化や専門コース設置校ごとの個別計画検討の必要性、クリエイティブスクールの新たな設置の方向性も視野に入れた検討の必要性が述べられている。単位制普通科高校については、設置の目的を再確認した上で教育課程の編成と運用を図ること、専門高校については、教育課程編成の見直しや学科の改編など個別計画の検討が必要であること、総合学科高校については、設置趣旨を踏まえた

上で、各学校における地域や生徒、保護者等のニーズに応えるよう、教育課程の編成と運用が必要とされている。また、多部制定時制課程については、「志願者数が多く、地域的にも十分対応している状況にないことから、ニーズを踏まえながらさらなる設置について、個別計画の検討に早急に着手する必要がある」と述べられている。

二点目の「(2)生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育支援」では、個に応じた支援の充実、一人ひとりの生徒理解に基づく生徒指導の充実、個別の教育相談・支援体制の充実が求められた。とりわけ、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの課題については、日ごろから生徒理解に努めた上で校内指導体制を整え、未然防止、早期発見・早期対応に努めることが必要とされ、問題行動に対しては毅然とした態度でねばり強く指導を積み重ね、外部の機関との連携も含め、学校全体が一体となったきめ細かな生徒指導の充実に取り組むことが求められた。

三点目の「(3)確かな学力の向上」では、確かな学力の向上に向けた取組み、次代を担う資質を高める教育の推進、主体的な意欲を育む授業改善の取組み、中等教育全体を見通した確かな学力の育成が掲げられている。確かな学力の育成のためには、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）という3つの学力の要素を関連付けて育むことが必要であり、あわせて確かな学力向上の取組みとキャリア教育を基盤とする進路への指導を一体化した取組みの必要性が述べられている。また、国際や環境、情報、福祉といった現代の課題であるテーマについて積極的に考えていく態度の育成や、「生徒が主体的に取り組める授業」や「わかる授業」の実践のため、授業改善を組織的に行うことが必要とされた。

四点目の「(4)社会生活実践力の育成」では、自らを生かしながら社会に参画し、自己の立場に応じたさまざまな役割を果たしつつ、自立できる力の育成を図るため、本県において、全国に先駆けて取り組んだキャリア教育の一層の深化と充実が求められている。あわせてキャリア教育の一環として位置付けた「シチズンシップ教育」についても、積極的に社会に参画するための能力と態度を育成する実践的な活動を展開する教育として、各校の取組みの充実が必要とされた。また、全体計画に基づく道徳教育や人権尊重の意識を高める人権教育の推進、部活動の活性化などを通して、「思いやる力」の育成が求められた。

五点目の「(5)地域との協働・連携による開かれた学校づくりの推進」では、校種間の連携・接続の推進、家庭・地域社会等との連携による学校教育活動の充実、地域住民の学習支援、地域コミュニティづくりへの参画・協働が示されている。その中では、地域貢献活動について、地域の方々などとの幅広い交流活動によって社会の一員としての自覚を深めるとともに、開かれた学校づくりの取組みとして意義あるものとなっており、今後も充実させていく必要があるとされている。

六点目の「(6)信頼にねざした学校づくりの推進」では、教職員の実践的指導力の向上として、計画的な教員の確保と育成、授業等の指導力の向上が示されている。教職員の大量退職に伴い、教員の確保と育成が大きな課題となっており、若い世代へ教育力を継承していくため、教職員研修や各学校におけるOJTへの取組みの一層の充実が求められている。また、学校運営改善の推進として、今後、専門評価（第三者評価）を位置付けた学校評価システムが全校に導入・実施されることを踏まえ、評価活動の充実を図る

など、さらなる工夫・改善が必要とされた。このほか、教育環境の整備充実として、「まなびや計画」の着実な推進や、県民への学校理解を促進するための広報周知の工夫などが必要とされた。

最後に、「おわりに」において、県立高校改革推進計画を通じて、「多様な学習ニーズに応じた教育環境の整備については一定の成果をおさめることができた」とした上で、「今後、この報告に基づき、新たな時代にふさわしい県立高校の実現に向けた取組みを進めていく」と締めくくられている。

専門高校・専門コース の充実・改善

「これからの県立高校のあり方[最終報告]」（平成 23 年 3 月）に基づき、県教育委員会は「専門高校の充実・改善」、「普通科専門コースの充実・改善」について、平成 23 年 12 月 19 日に、「県立高校改革の取組みについて ― 専門教育の推進と多部制定時制高校の新設一」を発表した。

まず、専門高校の充実・改善については、「神奈川の産業に寄与し地域や社会に貢献する人材の育成を図るため、農業、工業、商業及び福祉の分野において、学科改編や教育課程編成の見直しを行い、神奈川の特性を生かした専門教育を、これまで以上に推進」とされた。具体的には、農業に関する分野では、平塚農業高校及び中央農業高校の生産流通科を「農業総合科」へ学科改編し、相原高校の環境土木科を「環境緑地科」へ学科改編するとされた。工業に関する分野では、4 年制大学など上級学校への接続に向けた理工教育の推進を重視する学校（神奈川工業高校）、地域産業を担う人材育成に向けた実践的な教育展開を重視する学校（磯子工業高校、向の岡工業高校、横須賀工業高校、小田原城北工業高校）として、各工業高校が担う役割を明確化し、取り組んでいくとされた。商業に関する分野では、平塚商業高校、厚木商業高校、相原高校の 3 校について、いずれも商業科・情報処理科・国際経済科の 3 学科を統合し、総合ビジネス科に学科改編するとされた。これらの学科改編等は、平成 25 年度実施とされている²¹⁹⁾。

次に、普通科専門コースの充実・改善については、「これまでの取組みの成果を生かしながら、設置校ごとに個別に充実と改善を図り、特色づくりの一層の明確化を推進」とされた。具体的には、「専門コースの教育内容の一層の充実」、「専門学科への改編」、「コースを解消した上でこれまでの成果を学校全体の特色とする」という三つの方向性が示されている。この発表があった時点で、専門コースは、13 校 14 コースが設置されていたが（白山高校には国際教養と美術の 2 コースが設置）、そのうち、「コースを解消した上でこれまでの成果を学校全体の特色とする」としたのは、白山高校の「国際教養コース」である。また、「専門学科への改編」については、津久井高校の「社会福祉コース」が「福祉科」へ改編されることになった。他の 12 校 12 コースについては、「専門コースの教育内容の一層の充実」を図るものであり、うち 3 校 3 コースについてはコースの名称変更を予定している。磯子高校「国際ビジネスコース」が「グローバルコミュニケーションコース」へ、山北高校「体育コース」が「スポーツリーダーコース」へ、有馬高校「外国語コース」が「英語コース」へと名称変更する予定である。これらの充実・改善も、平成 25 年度実施とされている²²⁰⁾。

なお、平成 23 年 12 月 19 日発表の「県立高校改革の取組みについて」では、専門教育の推進とともに、多部制定時制高校の新設についてもあわせて発表された²²¹⁾。

多部制定時制高校 の新設

多部制定時制高校については、平成 22 年度に相模向陽館高校が開校したが、志願倍率が高く、昼間の時間帯で定時制の仕組みで学びたいというニーズが高いことや、地域的に十分対応していないことなどから、県教育委員会は平成 23 年 11 月 30 日に、2 校目となる多部制定時制高校の新設に向けた取組みを進めることを明らかにし、同年 12 月 19 日に公表した。平成 24 年 2 月 29 日には、「横浜港南方面 多部制定時制高校 ― 基本構想案 ―」を公表し²²²⁾、さらに平成 24 年 10 月 12 日には、「新校設置計画【横浜港南方面多部制定時制高校】」を公表した。

新設する学校は、元港南台高校（横浜市港南区）の敷地・施設を活用し、午前部及び午後部を設けた単位制による定時制課程・普通科である。午前部・午後部ともに 1 学級 35 人×4 学級×4 学年規模で、全体の学校規模は 1,120 人となる。開校は、平成 26 年 4 月を予定している²²³⁾。（条例上の設置は平成 25 年 11 月を予定）

総合学科高校等 のあり方

前述したように、平成 23 年 3 月の「これからの県立高校のあり方 [最終報告]」では、単位制普通科高校や総合学科高校について、設置目的を再確認することや設置趣旨を踏まえた上で、教育課程の編成や運用を図ることが必要とされた。このことを踏まえて、県教育委員会は、平成 24 年 5 月に、「かながわの単位制による普通科高校のあり方（指針）」及び「かながわの総合学科高校のあり方（指針）」という二つの「指針」を作成した。この二つの「指針」作成の目的は、「かながわの〈単位制普通科高校／総合学科高校〉のあり方を確認するとともに、現状を踏まえた今後の教育課程の編成と運用や、〈単位制普通科高校／総合学科高校〉の教育展開を支える取組みについて指針を示し、本県の〈単位制普通科高校／総合学科高校〉の教育の一層の充実を図ること」とされている。

この二つの「指針」では、改善すべき課題について共通する課題意識が示されている。単位制普通科高校や総合学科高校の教育展開について、校種としての違いがわかりにくいという指摘があり、それに対して県立高校全体として、それぞれの課程・学科としてのあり方を明確にする必要があること。幅広い分野の選択科目から安易に科目選択をしてしまう生徒もみられることから、より一層的確なガイダンスを行う校内体制整備を図る必要があること。特色ある教育内容を継続的に提供するためには、特定の人材のみに依存するのではなく、学校としての組織的な対応や工夫が必要であること、施設設備の更新・整備を計画的に進める必要があることなどである。

こうした課題意識を踏まえ、単位制普通科高校については、柔軟な学びを提供するという設置の目的を再確認し、年次によって履修科目を過度に固定化することなく、生徒が主体的に学習計画を立てることができる教育課程編成、総合学科との差別化の視点を持ち「普通科の教育内容を充実させた多彩な科目を設置という特色」を意識した教育課程編成、今後も「系」の役割を意識した教育課程編成などの必要性が示されるとともに、

適切な人間関係構築に向けた特別活動の活性化やガイダンス機能の充実などが示された²²⁴⁾。

また、総合学科高校については、総合学科の設置趣旨、現代の世界的課題に対応する4分野（国際、環境、情報、福祉）など、かながわの総合学科の特色に基づき、いずれの総合学科においても生徒の進学や就職などの希望に十分に対応できる教育課程を編成するとされた。「系列」を構成する科目については、学校設定科目や専門教科・科目だけで系列を構成するのではなく、学習指導要領の共通教科・科目も系列の科目に位置付けることの有効性も示された。また、高校教育改革のパイオニアとして、「産業社会と人間」を中心とするキャリア教育の先進的な取り組みや、校外の教育資源を活用した学習など、総合学科の先導的な役割を再確認し、一層の取り組みの推進の必要性が示された²²⁵⁾。

不断の高校改革

これまで見てきたように、10年間にわたって、「県立高校改革推進計画」に基づく高校改革が進められてきたが、計画終了後も、新しい学習指導要領の実施、公立高校の授業料無償化、経済状況の低迷と雇用状況の変化、東日本大震災の発災など、教育をとりまく社会状況が刻々と変化する中で、県立高校はさまざまな取り組みを進めている。

県内の公立中学校卒業生数は、昭和63年3月の122,167人をピークに減少に転じた後、第66表に示すとおり、平成18年3月の63,680人をボトムとして緩やかな増加傾向となり、平成24年3月は67,856人であった（第66表）。この漸増傾向は平成26年3月の70,000人強まで続き、その後再び減少に転じ、漸減傾向が続いていくものと見込まれている（第66表）²²⁶⁾。

第66表 公立中学校卒業生数の推移

「後期実施計画」公表時点（平成16年度）の見込（上段）と実績（下段）									
	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3	H24.3
見込	—	63,987	63,510	64,829	65,052	66,084	69,777	67,265	69,028
実績	67,958	64,080	63,680	64,933	64,507	65,422	68,711	66,521	67,856
平成24年度時点の推計									
	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3
推計	68,907	70,562	69,866	69,708	69,141	67,953	67,493	65,564	63,510

*神奈川県教育委員会作成資料を基に作成

また、教職員の大量退職とそれに伴う大量採用が本格化している。県立高校の教員採用者数は、第67表に示すとおり、平成23年度は350人であり、平成24年度は291人であった（第67表）。今後も、こうした状況が当面続いていくと見込まれるため、優れた教員の確保や世代間の平準化を図る計画的採用を進めるとともに、若手教員の育成や教育力の継承が重要な課題となっている。

第 67 表 県立高校年度別教員採用者数の推移

採用年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
採用者数(人)	20	22	53	88	141	222	266	282	350	291

* 神奈川県教育委員会作成資料を基に作成

こうした生徒数の動向に関する対応や、教職員の世代交代を通じての教育力の維持・向上などは、県立高校が行う教育の基盤となるものであり、今後も的確な方策をもって取組みを進めていくことが求められている。

県教育委員会は、平成 24 年 3 月に、リーフレット「組織的な授業改善に向けて～高等学校における授業研究の取組～」を作成し、県立高校の全教員に配付した。平成 21 年 3 月に告示され、平成 25 年度から全面実施される新たな高等学校学習指導要領では、学校教育法に示された「新たな学力」観に基づき、確かな学力の育成と向上が求められている。このリーフレットには、確かな学力の向上に向けた取組みとして、言語活動の充実を踏まえた授業づくりなど、各学校における計画的・組織的な授業改善の取組みを推進するため、基本的な考え方や具体的な方策などが盛り込まれている²²⁷⁾。県立高校では、各学校の特性や生徒・地域の実態などに応じて各学校の果たすべき役割も異なっており、各学校ではそれぞれの学校教育目標を明確にし、創意工夫ある授業改善に取り組む必要がある。平成 24 年度には、すべての県立高校において授業改善の取組みが推進された。今後、この取組みが着実に推進され、成果をあげることが期待されている。

国の中央教育審議会は、平成 23 年 11 月 4 日に「初等中等教育分科会高等学校教育部会」（以下、「部会」という。）を設置した。中央教育審議会として高校教育をメインテーマに取り上げ答申をまとめたのは、平成 3 年 4 月の「新しい時代に対応した教育の諸制度の改革について」（第 14 期答申）であり、約 20 年ぶりに高校教育を真正面に据えての検討が進められることになった。この「部会」では、平成 3 年の答申以降、全国各地で取り組まれてきた高等学校の改革の動向、その現状を丁寧にフォローしながら、何が問題なのかということや今後取り上げるべき課題について、審議を進めていくとされた。「部会」では、その後審議が重ねられ、平成 25 年 1 月 28 日の第 17 回会合で、「審議の経過について（骨子案）」が確認された²²⁸⁾。この骨子案では、すべての生徒に共通して身に付けさせるコアについての基本的な考え方と、高等学校教育の質保証に向けた評価の仕組みについての考え方が示されている。

また、中央教育審議会は、平成 24 年 8 月 28 日に「高大接続特別部会」を設置し、「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策」について検討することが諮問された²²⁹⁾。その諮問理由では、我が国の将来を担う生徒・学生が、これからの時代に求められる力を確実に身に付け、それぞれの持つ可能性を最大限に伸ばすためには、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育のあり方を一体としてとらえ、その円滑な接続と連携のもとに、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、大学教育の質的転換を進めることが喫緊の課題となっている。このため、国内外のさまざまな教育の質保証のための仕組みや構想、高等学校教育及び大学教育に関する課題についての検討状況等を踏まえつつ、高等学校及び大学の関係者

を含め早急に議論を深める必要がある、とされた。これらの中央教育審議会での協議に基づく答申は、高校教育の方向性に大きな影響を与えるものであり、今後もその動向を注視していく必要がある。

さらに、平成 25 年 1 月 24 日には、首相が主催する「教育再生実行会議」の初会合が開かれた。首相直属の教育改革会議としては、「臨時教育審議会」（昭和 59 年～昭和 62 年）以降、4 度目のものとなる。「教育再生実行会議」の開催にあたっては、「21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある」とされている²³⁰⁾。いじめ問題や教育委員会改革などの課題に取り組むとされており、関心を持って協議内容を見守っていく必要がある。

最後に、本県では、平成 24 年 9 月 3 日に、「神奈川の教育を考える調査会」（以下、「調査会」という。）が設置された。この「調査会」は、県の「緊急財政対策本部調査会」とは別に設置され、本県の危機的な財政状況を前提としつつ、神奈川の教育について幅広い視点から議論し、新たな神奈川の教育のあり方を導き出すこととされた²³¹⁾。義務教育、高校教育、特別支援教育のそれぞれの課題について議論し、高校教育については、公立と私立の役割分担や入学定員のあり方について議論するとされている。平成 24 年度中には、「中間まとめ」を作成し、平成 25 年 8 月頃までには、「最終まとめ」を作成することが予定されている。また、この「最終まとめ」は、「県に対する提言として受け止め、その内容の施策化については、政策会議において、あらためて議論を行い教育施策に反映していく。また、教育委員会が所管するものについては、教育委員会で検討する」とされた。高校教育のみならず、これからの神奈川の教育がどのような方向に向かうのか、今後の議論の行方が注目されている。

以上、述べてきたように、国や本県の動きは早く、そうした動きを踏まえながら、生徒や保護者、県民の方々の期待に応えうる県立高校の実現を目指し、県立高校全体が不断の高校改革に取り組んでいくことが求められている。